



和歌山県 I R 基本構想について

令和元年 8月 6日
和歌山県 IR推進室

IR（統合型リゾート）とは（国が法律で示す制度）

国が目指すIRの姿

○カジノを含むIR施設を一体として整備することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光・地域経済の振興への寄与、財政の改善に資することを目的とする

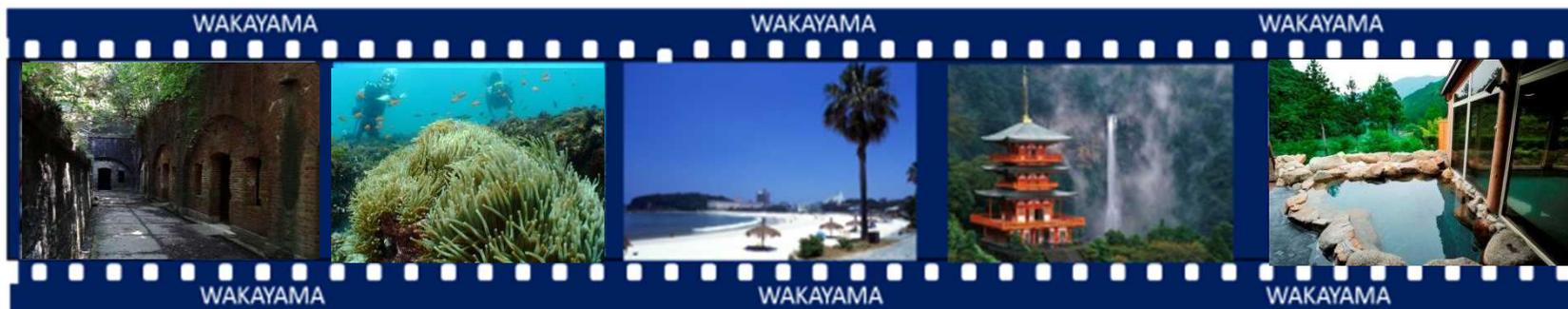
IR区域の認定制度について

区域認定数	3箇所を上限として法定
中核施設の要件・基準	我が国を代表することとなる規模等 (これまでにないスケールとクオリティ)
地域における合意形成	県議会の議決、立地市町村の同意及び公聴会の開催等が必須
認定までのプロセス	① 県が民間事業者を公募により選定 ② 県と民間事業者が計画を共同で作成 ③ 県知事が国土交通大臣に計画を申請、同大臣が認定

日本人に対するカジノ規制について

入場回数制限	7日間で3回、及び28日間で10回
本人・入場回数確認手段	マイナンバーカードを用いた本人確認
入場料	6千円
依存症対策	日本人は現金のみ使用可（クレジットカードの使用は不可） 本人及び家族からの申告による利用制限措置を事業者に義務付け

多種多様な観光資源を 背景にしたリゾート型 I R



SPORTS

セーリング
サーフィン
フィッシング
ダイビング
ゴルフ
ラフティング
e-Sports

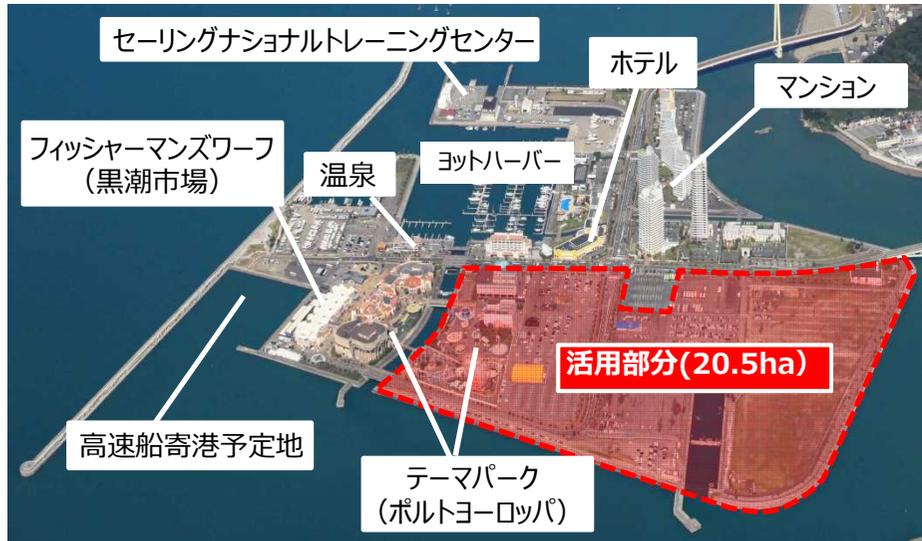


WELLNESS (HEALING)

温泉
メディカル・ツーリズム
グランピング
音楽祭
高野山
熊野古道



候補地 和歌山マリーナシティ (優位性)



○ 関西国際空港に近接

- ・関西国際空港から最寄りICまで車で約30分
- ・関西国際空港からの高速船の乗り入れや、和歌山港に寄港するクルーズ船からのシャトルシップなど、海上ルートの活用が可能

○ 京阪神に近接

- ・周辺に多くのインターチェンジがあり、IR施設を拠点として、県内の観光地のみならず、大阪まで約60分、京都・神戸まで約90分以内と抜群のロケーション

○ すぐに着工が可能

- ・1994年に竣工した人工島で、全域整地造成済であるためすぐに着工が可能 (ゆえに早期の投資回収が可能)
- ・IRとしての活用部分は20.5ha (上図の赤囲み部分・拡張余地あり) ※シンガポールのマリーナ・ベイ・サンズと同規模

○ マリンスポーツ・マリンレジャーの聖地

- ・セーリングのナショナルトレーニングセンターが設置され、世界大会の開催、東京オリンピックに向けた選手強化、高校総体ヨット競技の固定開催など、日本屈指のセーリングスポット
- ・最大130ftの船が停泊可能なヨットハーバー (海上係留約220隻/陸上保管約280隻)

事業性分析の結果要約

想定されるIRの規模		投資額	2,799億円
延床面積	457,183m ²		

【前提条件】

- 敷地面積・・・205,000m²
 - ラグジュアリーホテル
ホテル客室数2,500室を有するハイグレードなラグジュアリーホテルを想定。なお、カジノはラグジュアリーホテル内への設置を想定。
 - 国際会議場・展示施設
多機能アリーナやハイグレード会議室が含まれる50,000m²の施設を想定
 - その他施設・・・魅力発信施設、ツアーデスク、駐車場を想定
- ※ただし、これは下限の想定であり、今後政省令で定められる基準を満たす施設規模を検討

ORFI（投資意向調査）の結果

- ・県は、2018.6～8末を期限にR F Iを実施
結果、33事業者（カジノ事業者 7社、国内事業者26社）から提案
※R F I 募集期間外に提案を受けた企業を除く

候補地 和歌山マリーナシティ (大阪との近接性)

近接する I R が発揮する相乗効果

大阪 I R と和歌山 I R

- ① 異なるコンセプトの I R
- ② I R 間の移動が容易

相互に送客施設として機能する

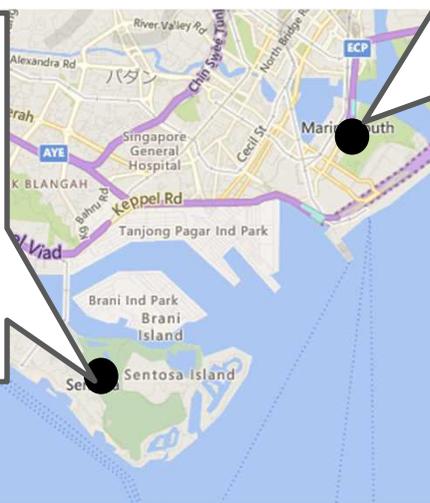
観光客が回遊することで、
2つの I R が相乗的に経済効果を発揮する



シンガポールでは既に効果を発揮



リゾート・ワールド・セントーサ (※)
(2010年一部開業)



マリーナ・ベイ・サンズ (2010年開業)

- 車で約30分と近接しているが、
コンセプトが違うため順調に運営
- ・セントーサ (リゾート型)
 - ・マリーナベイサンズ (都市型)

(※) 本写真の著作権はゲンティン・シンガポール・リミテッドに帰属します

なぜ、和歌山が I R 誘致を目指すのか (経済効果、雇用創出効果)

和歌山マリーナシティに I R を設置した場合の施設規模や集客人口を想定し、建設投資や運営等による経済波及効果及び雇用創出効果を算出

経済波及効果等の結果要約 (県内)

I R 来場者数	約400万人/年
建設投資額	約2,800億円
経済波及効果 (運営等)	約3,000億円/年
雇用創出効果 (運営等)	約2万人

参考：和歌山県の現状(平成27年度)

観光客総数	約3,340万人
県内総生産額	約3兆5,300億円



- 上記は、①和歌山と大阪の両方に I R があること、②施設規模がミニマムであること、を前提として計算
- 算出結果は政省令で定められる基準によって変わりうるものである

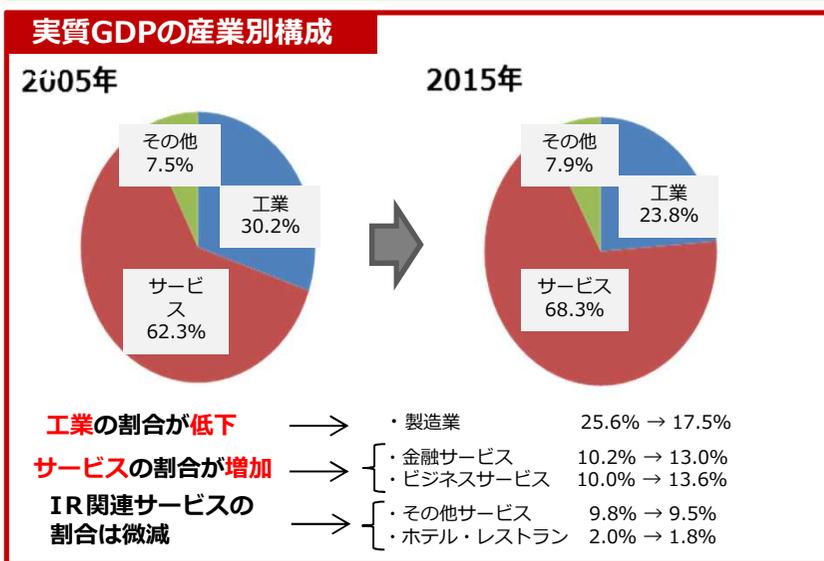
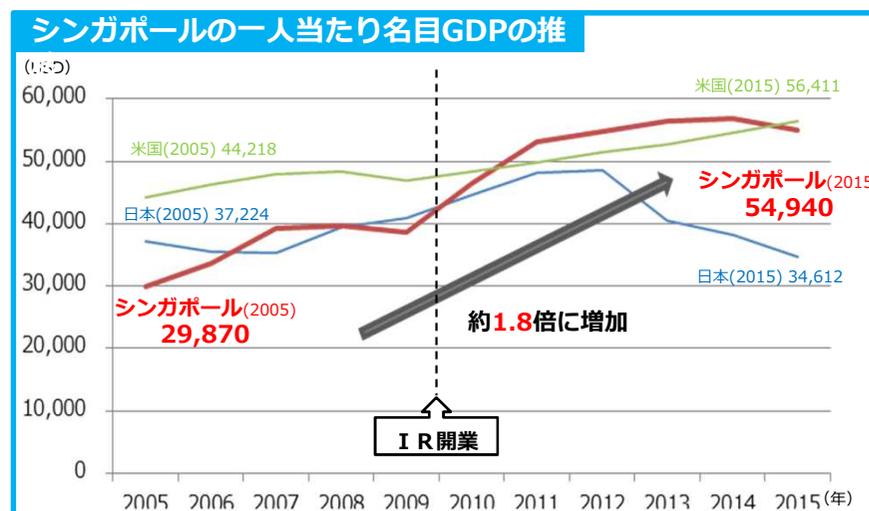
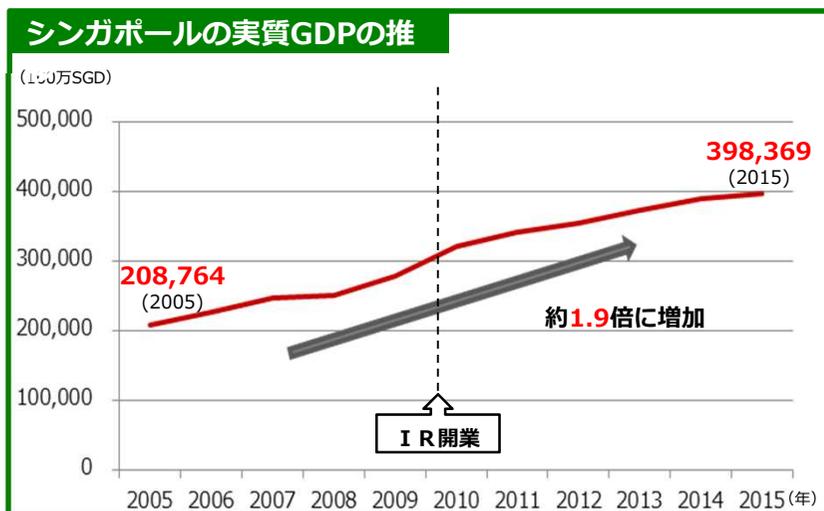
なぜ、和歌山がIR誘致を目指すのか (シンガポールでは)

- ・ IR開業（2010年）前後の5年間で、**国際会議開催件数は23%増加**していることに加え、**外国人旅行消費額も86%増加**。
- ・ 宿泊施設については、**客室供給総数は30%増加**する中で、**稼働率は13%増加し、客室単価（富裕層向け）も36%（46%）増加**

	2009	2010	2014	対2009年比
外国人旅行者数	968万人	 マリーナ・ベイ・サンズ	1,510万人	156%
外国人旅行消費額	1.00兆円		1.86兆円	186%
外国人旅行消費額 (エンターテインメント関連)	158億円		4,586億円	2,897%
国際会議開催件数	689件	2つのIRが開業	850件	123%
ホテル客室（総数）	1,134万室	 リゾート・ワールド・セントーサ (※)	1,470万室	130%
ホテル稼働率	75.8%		85.5%	113%
ホテル客室単価 (Luxury)	14,950円 (24,909円)		20,351円 (36,413円)	136% (146%)

なぜ、和歌山がIR誘致を目指すのか (シンガポールでは)

- 2005年から2015年の間に「実質GDP」及び「一人当たり名目GDP」が**躍進**
- 「実質GDPの内訳に占める工業の割合」及び「実質GDP成長率に対する工業の寄与度」が**低下**（とりわけ**製造業**の低下が目立つ）



※出典：シンガポール貿易産業省データ及びWorld Economic Outlook Databaseにより和歌山県作成

なぜ、和歌山が I R 誘致を目指すのか (納付金・入場料収入)

●納付金について

カジノ行為粗収益の**15%**が認定都道府県等に対して納付される

カジノ施設の売上高	1,401億円
和歌山県への納付金 (見込額)	210億円

※事業性分析に基づき県が試算

<納付金の使途>

観光の振興、地域経済の振興、社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策等の経費に充てる

●入場料について

日本人のカジノ利用者には施設入場時に、**6千円**の入場料が課される(国：3千円 県：**3千円**)

カジノ施設入場者数	3,575千人 (日本人2,448千人)
和歌山県への入場料収入 (見込額)	73億円 (宿泊客：34億円) (日帰り客：39億円)

※事業性分析に基づき県が試算

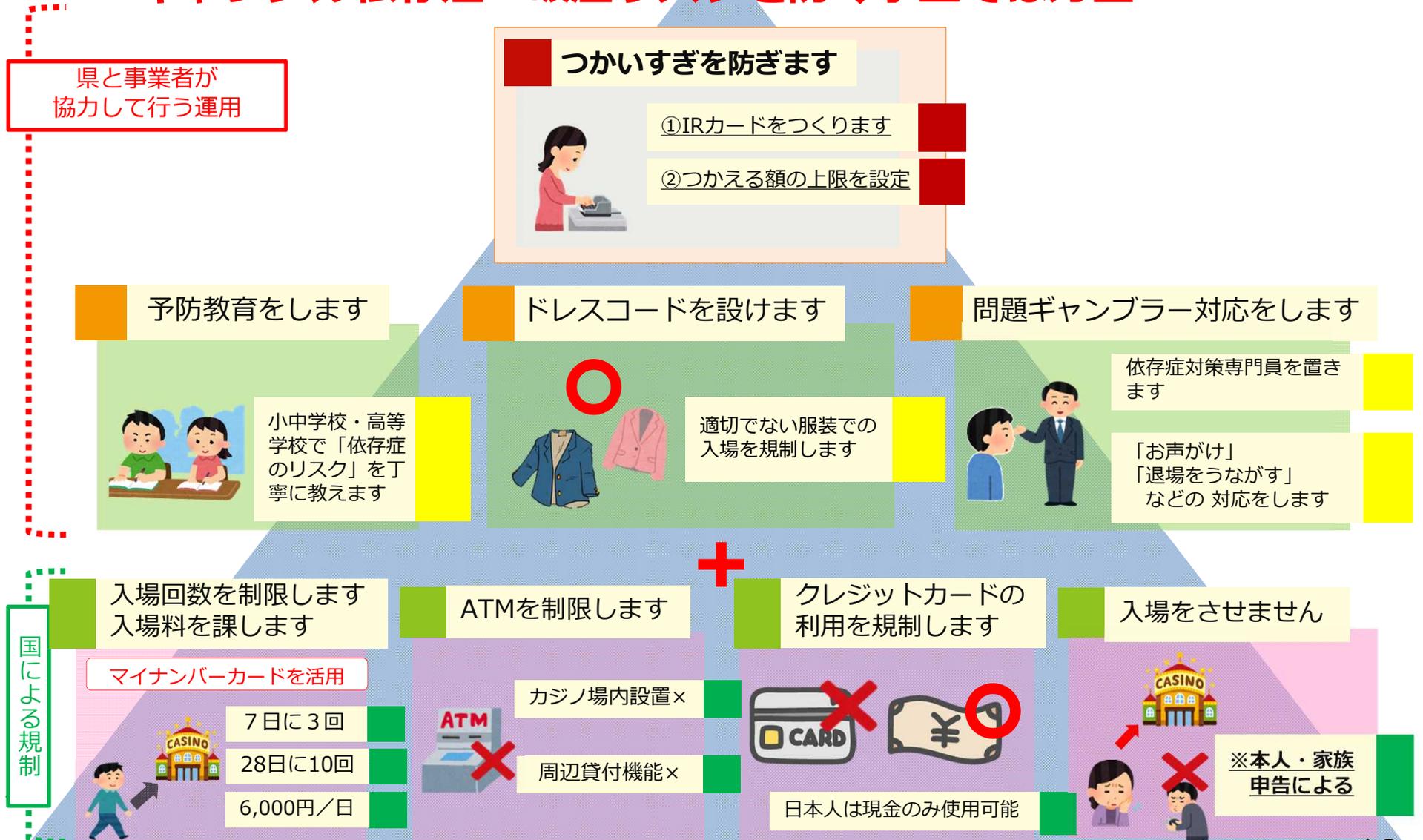
<入場料収入の使途>

地域経済の振興、社会福祉の増進及び教育の振興に関する施策等の経費に充てる



県民の生活は守られるのか？

ギャンブル依存症・破産リスクを防ぐ手立ては万全



IRによる課題と対策 (ギャンブル依存症・破産リスクを防ぐ手立て)

IRカードとは

(例)



■ カジノ施設への入場時に作成

- 現金をチャージし、カジノでプレイ
- プレイ額に応じたポイントの付与



※ 事業者も導入に対して賛成

IRカードのメリット

○ 利用上限額を設定

- ➔ 無意識の使い過ぎを防ぎ、破産リスクを回避
- ➔ チャージ行為を必要とすることで、クールダウンを促す



○ 利用者がいくら使ったか、どのような賭け方をしているかを一元管理

- ➔ 過度な賭け方をしている利用者を容易に把握でき、問題への迅速な対処が可能



IRカードを用いた地域振興

- プレイにより付与されたポイント
➔ IR外の商店街や観光地でも活用できる仕組みを構築



和歌山県の取り組み

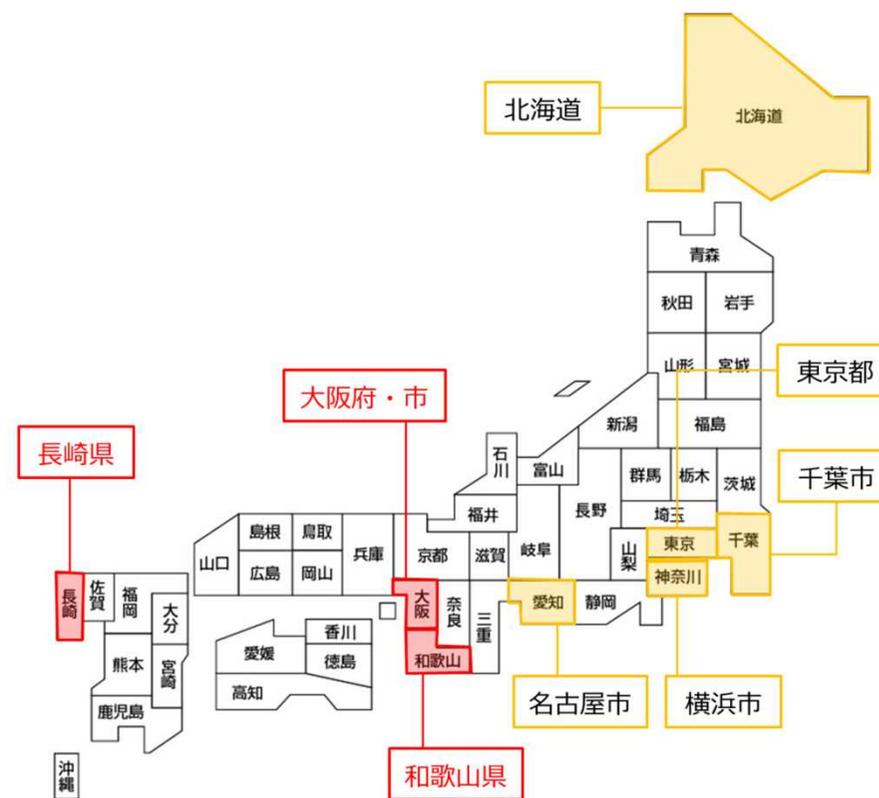
令和元年 5月	「和歌山県 I R誘致に関する有識者会議」を設置
平成31年 2月	「和歌山統合型リゾート（I R）ビジネス構築セミナー」が開催 主催：HOGO、agb 後援：和歌山県、和歌山商工会議所 参加者：約200社、約300人
平成30年10月	第3回「統合型リゾート（IR）シンポジウム」開催 参加者：約350名 (来 賓) がんこフードサービス株式会社 代表取締役会長 小嶋 淳司 氏 南海電気鉄道株式会社 代表取締役社長兼CEO 遠北 光彦 氏、和歌山県議会議長 (基調講演) GT東京法律事務所 代表パートナー弁護士 石川 耕治 氏
平成30年10月	「和歌山県IR基本構想」を改訂
平成30年 7月	「特定複合観光施設区域整備法」が国会で成立
平成30年 6～8月	投資意向調査（RFI）を8月末まで実施（意見・提案のあった事業者数：33社（内7社はカジノオペレーター））
平成30年 5月	第2回「統合型リゾート（I R）シンポジウム」開催 参加者：約300名 (来 賓) (基調講演) 和歌山県議会議長 政治解説者 篠原 文也 氏
平成30年 5月	「和歌山県 I R基本構想」を策定
平成30年 4月	「特定複合観光施設区域整備法（案）」が国会審議入り
平成30年 1月	第1回「統合型リゾート（IR）シンポジウム」開催 参加者：約300名 (来 賓) 公益社団法人関西経済連合会専務理事 関 総一郎 氏 (基調講演) 京都大学公共政策大学院名誉フェロー 佐伯 英隆 氏 大阪商業大学アミューズメント産業研究所所長・教授・IR推進会議委員 美原 融 氏

国が実施した誘致意向確認への主な回答

▼「区域整備計画の認定申請を行うか」との意向確認に対する
都道府県・政令指定都市の回答

※H30.9実施

申請を行う予定	和歌山県 大阪府・大阪市 長崎県
申請を行うかどうかを検討中	北海道、東京都 横浜市、千葉市
申請を行うかどうか未定	名古屋市
申請を行う予定はない	沖縄県



出典：特定複合観光施設区域整備推進本部事務局が実施した意向調査について、報道資料を基に和歌山県作成

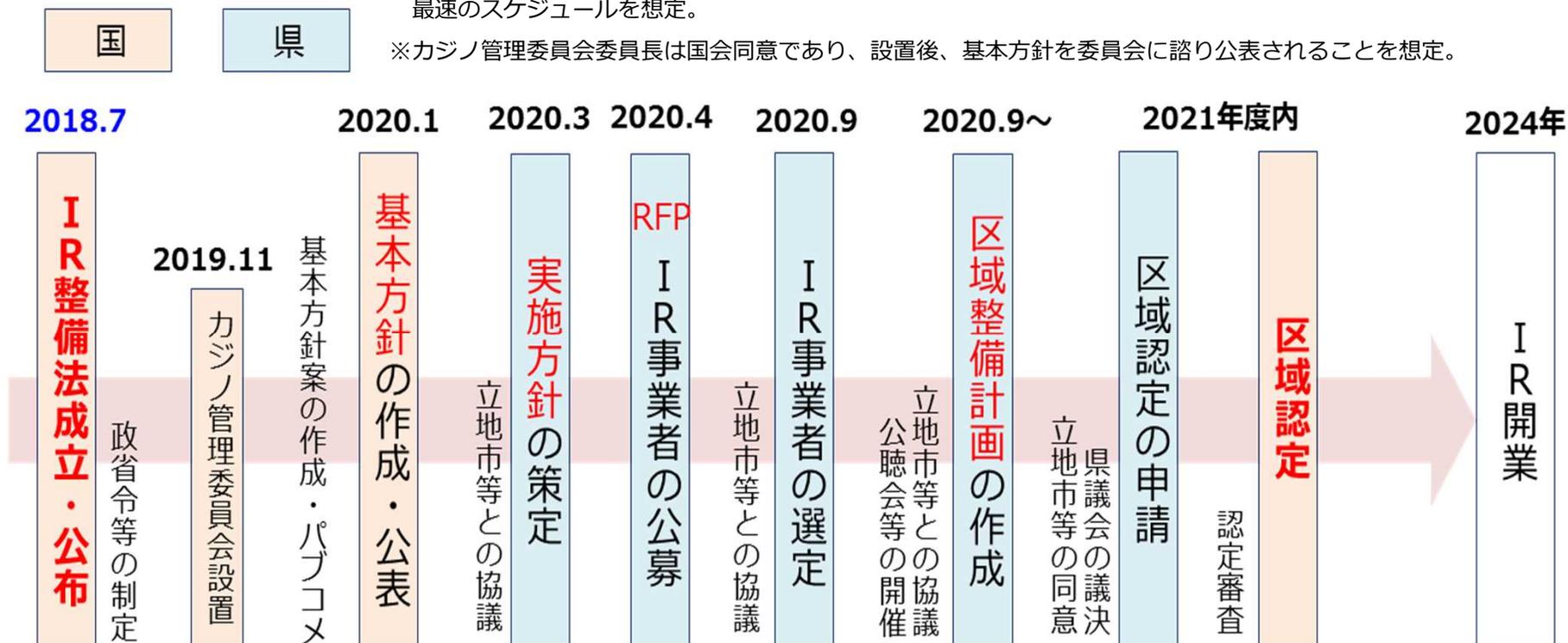
今後のスケジュール

○ I R施設の建設期間を3年と想定した場合、2024年の開業を想定

- ・有識者会議では実施方針の策定、事業者公募要領、区域整備計画の作成、実施協定の内容等について、意見を頂く。
- ・なお、事業者選定は別組織を設置予定。有識者会議の中で委員の選定も含め検討。

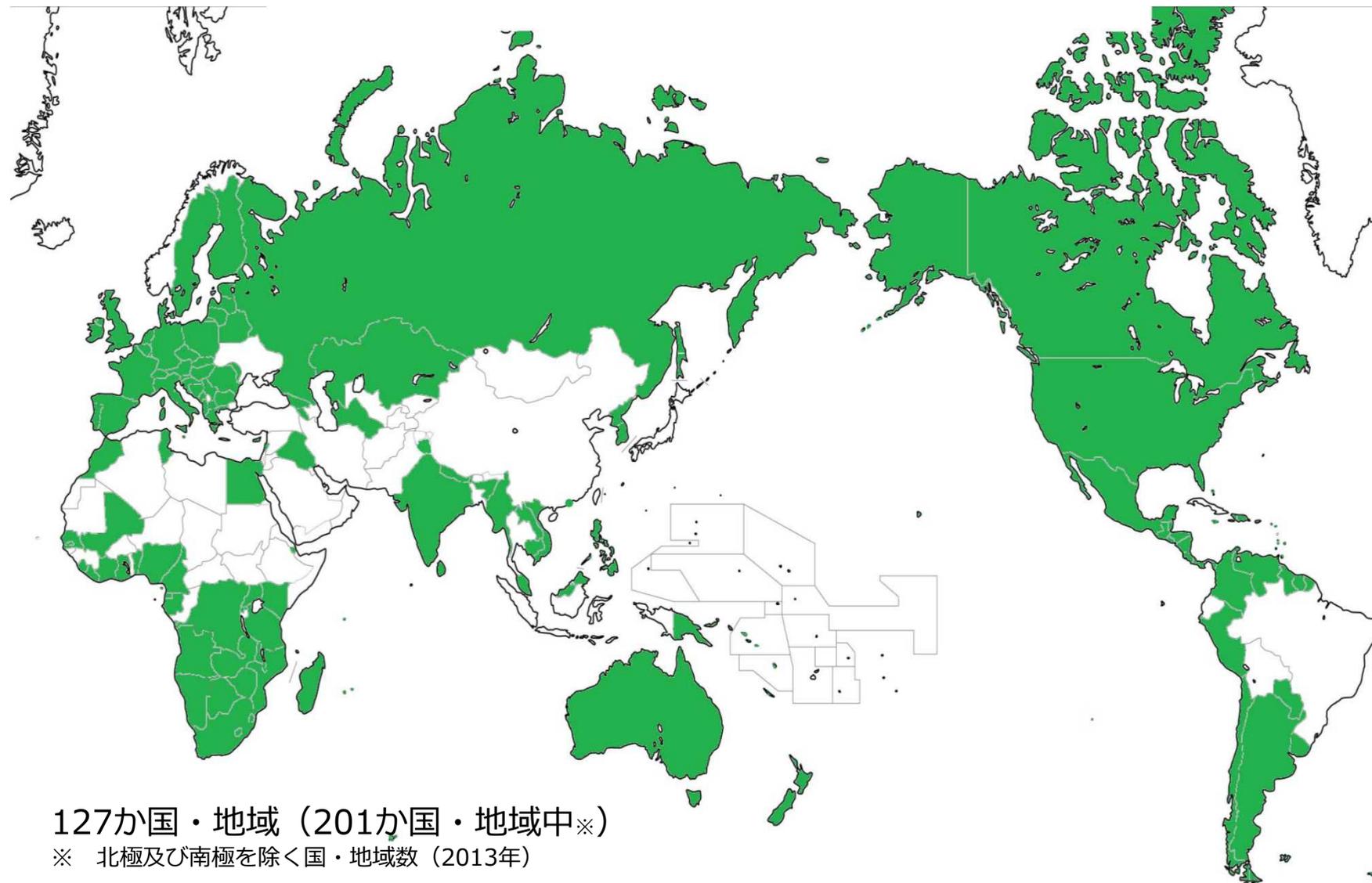
※特定複合観光施設区域整備法に基づき国が示す基本方針が来年1月に公表されることを前提に、
最速のスケジュールを想定。

※カジノ管理委員会委員長は国会同意であり、設置後、基本方針を委員会に諮り公表されることを想定。



- I 世界でカジノが合法化されている国・地域**
- II 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の概要**
- III 特定複合観光施設区域整備法の概要**
- IV 特定複合観光施設区域整備法施行令の概要**

I 世界でカジノが合法化されている国・地域



127か国・地域（201か国・地域中※）

※ 北極及び南極を除く国・地域数（2013年）

Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013』を基にデロイト・トーマツが作成した資料
（東京都『平成26年度 I R（統合型リゾート）に関する調査業務委託報告書』より）を参考に作成
（出典：特定複合観光施設区域整備本部事務局）

I 世界でカジノが合法化されている国・地域

カジノが合法化されている国・地域 127 개국・地域 (201 개국・地域中※1) OECD 加盟国 30 개국 (35 개국中※2)

(ヨーロッパ) 39 개국

アイルランド、アルバニア、イギリス※3、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ※4、キプロス、ギリシャ、ジョージア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド※5、フランス※6、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア

(北米) 3 개국

アメリカ※7、カナダ、メキシコ

(南米) 26 개국

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバコ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ホンジュラス

(アジア及び中東) 20 개국・地域

アルメニア、イラク、インド、エジプト、カザフスタン、韓国、カンボジア、北朝鮮、シンガポール、スリランカ、トルクメニスタン、ネパール、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、ラオス、レバノン

(アフリカ) 34 개국

アンゴラ、ウガンダ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ナミビア、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリシャス、モザンビーク、モロッコ、リベリア、ルワンダ、レソト、赤道ギニア、南アフリカ

(オセアニア) 5 개국

オーストラリア、ソロモン諸島、ニュージーランド、バヌアツ、パプアニューギニア

※1 北極及び南極を除く国・地域数

※2 OECD加盟国でカジノを合法化していない国(5개국) : 日本、アイスランド、イスラエル、ノルウェー、トルコ

※3 イギリスには、ジブラルタル、マン島、イギリス領バージン諸島、タークスカイコス諸島が含まれる。

※4 オランダには、アルバ、オランダ領アンティルが含まれる。

※5 フィンランドには、オーランド諸島が含まれる。

※6 フランスには、グアデループ、マルティニーク、レユニオン、ニューカレドニアが含まれる。

※7 アメリカには、プエルトリコ、北マリアナ諸島が含まれる。

Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013』を基にデロイト・トーマツが作成した資料(東京都『平成26年度 I R (統合型リゾート)

17 に関する調査業務委託報告書』より)を参考に作成 (出典: 特定複合観光施設区域整備本部事務局)

I 世界でカジノが合法化されていない国・地域

カジノが合法化されていない国・地域 74 개국・地域 (201 개국・地域中※) **OECD 加盟国 5 개국** (35 개국中)

(ヨーロッパ) 12 개국

アイスランド、アゼルバイジャン、アンドラ、ウクライナ、ウズベキスタン、キルギス、コソボ、サンマリノ、タジキスタン、ノルウェー、バチカン、リヒテンシュタイン

(南米) 6 개국

エクアドル、キューバ、グレナダ、ドミニカ、ブラジル、ボリビア

(アジア及び中東) 26 개국・地域

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、インドネシア、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、タイ、中国、トルコ、日本、パキスタン、バーレーン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ブルネイ、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、台湾、パレスチナ

(アフリカ) 19 개국

アルジェリア、エチオピア、エリトリア、カーボヴェルデ、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ共和国、スーダン、ソマリア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、南スーダン、モーリタニア、リビア

(オセアニア) 11 개국

キリバス、クック諸島、サモア、ツバル、トンガ、ナウル、ニウエ、パラオ、フィジー、マーシャル諸島、ミクロネシア

※ 北極及び南極を除く国・地域数

Casino City Press『Global Gaming Almanac 2013』を基にデロイト・トーマツが作成した資料（東京都『平成26年度 I R（統合型リゾート）に関する調査業務委託報告書』より）を参考に作成（出典：特定複合観光施設区域整備本部事務局）

Ⅱ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の概要①

(平成28年12月26日公布・施行)

平成28年法律第115号)

※特定複合観光施設区域整備推進本部事務局説明会資料
※発議者：細田博之議員 外7名

第一 目的

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、これを総合的かつ集中的に行う。

第二 定義

「特定複合観光施設」…カジノ施設※、会議場施設、宿泊施設等が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするもの

※ 許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営がされるものに限る。

「特定複合観光施設区域」…特定複合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域

第三 基本理念

地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本とする。

第四 国の責務

基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

第五 法制上の措置等

政府は、第六から第八までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。必要な法制上の措置については、法律の施行後一年以内を目標として講じなければならない。

第六 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等
2. 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興
3. 地方公共団体の構想の尊重
4. カジノ施設関係者に対する規制

5. カジノ施設の設置及び運営に関する規制

- ・カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点からの措置（ギャンブル依存症等の悪影響防止措置等）
- ・外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点からのカジノ施設に入場することができる者の範囲の設定等の措置

第七 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第八 納付金等

1. 国及び地方公共団体はカジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができる。
2. 国及び地方公共団体はカジノ施設の入場者から入場料を徴収することができる。

第九 特定複合観光施設区域整備推進本部

1. 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、本部は、必要な法律案及び政令案の立案等を行う。
2. 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は内閣総理大臣をもって充てる。
3. 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する重要事項を調査審議するため、有識者で組織する特定複合観光施設区域整備推進会議を本部に置く。
4. 本部に事務局を置き、事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。

第十 見直し

この法律の規定及び第五に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべきものとする。

Ⅲ 特定複合観光施設区域整備法の概要① (平成30年7月27日公布・平成30年法律第80号)

※ I R 推進法第5条：政府は、必要となる法制上の措置については、同法施行後1年以内を目途として講じなければならない。
※ 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局説明会資料

1. 目的

- 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、**国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現**するため、必要な事項を定め、もって**観光及び地域経済の振興に寄与**するとともに、財政の改善に資することを目的とする

2. 特定複合観光施設（I R）区域制度

- 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①**国際会議場施設**、②**展示等施設**、③**我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による観光の魅力増進施設**、④**送客施設**、⑤**宿泊施設**から構成される**一群の施設**（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、**民間事業者により一体として設置・運営**されるものとする
- 国土交通大臣による基本方針の作成、**都道府県又は政令市（都道府県等）は公募により民間事業者を選定**した上で区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定
- 認定申請に当たり、**都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意**、政令市はその議会の議決を要件化
- 認定申請に関する立地市町村の同意に当たっては、条例により立地市町村の議会の議決事項とすることも可能
- 認定区域整備計画の数の**上限は3**とする
- IR事業者に対し、カジノ収益の活用にあたって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務

Ⅲ 特定複合観光施設区域整備法の概要② (平成30年7月27日公布・平成30年法律第80号)

3. カジノ規制

- IR事業者は、カジノ管理委員会の免許（有効期間3年・更新可）を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び賭博場開張等凶利）は適用しない
- その他のカジノ事業関係者（主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、免許・許可・認可制とする
- カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分、上限値を政令等で規定
- カジノ事業者に、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程（本人・家族申告による利用制限を含む）及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要）
- 日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け
- 20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者については、カジノ施設への入場等を禁止。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け
- このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務（貸付け等）、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う

4. 入場料・納付金等

- 日本人等の入場者に対し入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回（24時間単位）を賦課
- カジノ事業者に対し、国庫納付金（①カジノ行為粗収益（GGR）の15%及び②カジノ管理委員会経費負担額）、認定都道府県等納付金（GGRの15%）の納付を義務付け
- 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

Ⅲ 特定複合観光施設区域整備法の概要③ (平成30年7月27日公布・平成30年法律第80号)

5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

6. 施行期日等

- 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行
- 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した場合」とする

IV 特定複合観光施設区域整備法施行令の概要①

I. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件

1. 国際会議場施設及び展示等施設（MICE 施設）の基準

- (1) **国際会議場施設**については、最大国際会議室の収容人員がおおむね**千人以上**、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が**最大国際会議室の収容人員の2倍以上**であること。
- (2) 展示等施設については、以下の**最大国際会議室の収容人員の区分に応じた基準**とすること。
- ① 「**一般的な規模の国際会議**」に対応できる**国際会議場施設**（最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上3千人未満）である場合には、「**極めて大規模な展示会**」が開催可能な規模を有する**展示等施設**（床面積の合計がおおむね**12万㎡以上**）であること
 - ② 「**大規模な国際会議**」が開催可能な規模を有する**国際会議場施設**（最大国際会議室の収容人員がおおむね3千人以上6千人未満）である場合には、「**大規模な展示会**」が開催可能な規模を有する**展示等施設**を超えるもの（床面積の合計がおおむね**6万㎡以上**）であること
 - ③ 「**極めて大規模な国際会議**」が開催可能な規模を有する**国際会議場施設**（最大国際会議室の収容人員がおおむね6千人以上）である場合には、「**一般的な規模の展示会**」に対応できる**展示等施設**を超えるもの（床面積の合計がおおむね**2万㎡以上**）であること

【1条・2条】

2. 魅力増進施設の要件

我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設。

※ 都道府県等や民間事業者の創意工夫がいかせるよう、具体的なコンテンツの内容や発信手法については、都道府県等や民間事業者に委ねる

【3条】

IV 特定複合観光施設区域整備法施行令の概要②

3. 送客施設の基準

以下の①～④を全て満たすこと。

- ① **ショーケース機能**：日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR 等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信
- ② **コンシェルジュ機能**：利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
- ③ **多言語対応機能**：上記①・②について、英語を含め複数の外国語で提供
- ④ **十分な施設規模**：多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備

【4条】

4. 宿泊施設の基準

- (1) **全ての客室の床面積の合計が、おおむね10 万㎡以上**であること。
- (2) 以下の①～③が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること。

- ① 客室のうち最小のものの床面積
- ② スイートルームのうち最小のものの床面積
- ③ 客室の総数に占めるスイートルームの割合

【5条】

II. 専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限

ゲーミング区域の床面積の上限は、**IR施設の床面積の合計の3%**。

【6条】

III. IR 区域以外の地域でカジノ事業等に関する広告物の表示等が制限されない施設

国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分に限定。

【15条】

IV 特定複合観光施設区域整備法施行令の概要③

IV. 現金取引報告（CTR）の対象となる取引の範囲

現金取引報告の対象となる取引の範囲については、**カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換など、現金の受払いが行われる取引**であって、**100万円を超えるもの**。【16条】

V. その他

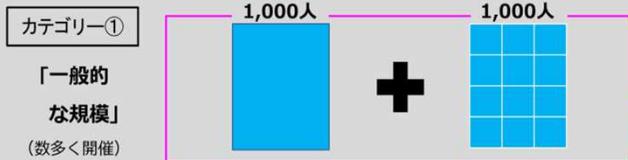
- ・ カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象
【7条・8条・14条・17条・19条・22条・26条・27条・29条・31条・32条・34条・36条】
- ・ カジノ施設の入場規制（日本人等の入場料の賦課及び入場回数制限、一定の者の入場禁止）、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外
【9条・10条・38条・39条】
- ・ 特定資金受入業務においてカジノ事業者に保証金の供託が義務付けられる受入残高の最低額
【11条】
- ・ IR区域の土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為のうち、カジノ管理委員会の認可がない場合でも私法上の効力までは否定されないもの
【25条】
- ・ 申告・納付期限の日など入場料納入金及び納付金の納付手続等
【40条～46条】
- ・ 読替規定
【12条・13条・18条・20条・21条・23条・24条・28条・30条・33条・35条・37条】

VI. 施行期日等

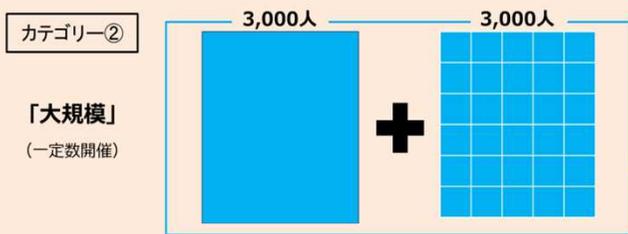
- ・ I. は平成31年4月1日から、その他は法の施行の日（法の公布の日（平成30年7月27日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行
【附則1条】
- ・ カジノ事業者が取引時確認等を行うことが義務付けられる「特定取引」の範囲を定めるなど、犯罪収益移転防止法施行令等の関係政令について所要の改正を実施
【附則2条～5条】

IV 特定複合観光施設区域整備法施行令の概要 (MICE施設の概要)

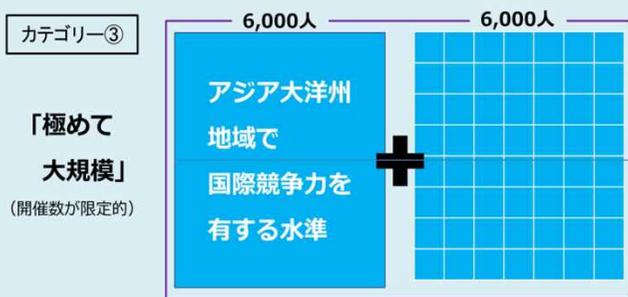
国際会議場



○国際会議場施設については、最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であること。

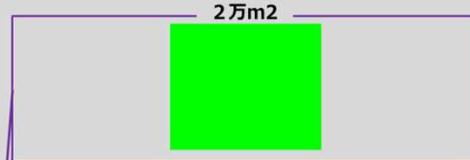


同上

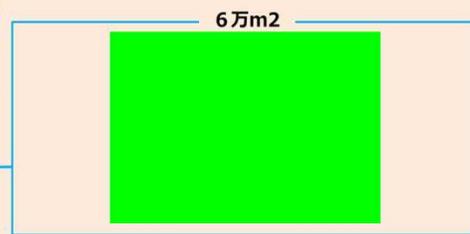


同上

展示場



③「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員が概ね6千人以上）である場合には、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を超えるもの（床面積の合計が概ね2万m²以上）であること



②「大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね3千人未満）である場合には、「大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設を超えるもの（床面積の合計がおおむね6万m²以上）であること



①「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員が概ね千人以上3千人未満）である場合には、「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設（床面積の合計がおおむね12万m²以上）であること

宿泊施設

- 全ての客室の床面積の合計が、概ね10万m²以上
- 以下の①～③が国内外の宿泊施設の実情を踏まえ適切なものであること

- 客室のうち最小のもの床面積
- スイートルームのうち最小のもの床面積
- 客室の総数に占めるスイートルームの割合

※宿泊施設全体の最低客室面積

500室 × 70m²

+ 2,000室 × 40m² = 11.5万m²
(≒概ね10万m²以上・2,500室)

スイートルーム：総客室数2,500室の20%
その他客室：総客室数2,500室の80%

①～③のいずれかの組み合わせに加え約2,500室以上の宿泊施設が必須となる見込み

※なお、①～③の組み合わせは基本となるものであり、例えばカテゴリ②、カテゴリ③を選択するなど大きな施設を整備することは可能

特定複合観光施設区域整備法における政省令・規則

	主な内容	施行時期	担当府省
政令 (44項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・中核施設の要件 ・ゲーミング区域の床面積の上限 ・広告物の表示等の制限 ・現金取引報告の範囲 ・カジノ事業の免許等の欠格事由 等 	2019.4.1	内閣府
その他 政令 (14項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域整備計画の申請時期 ・入場料に関するその他必要事項 ・納付金に関するその他必要事項 ・カジノ機器に関する手数料 等 	2019 秋以降	内閣府
国土交通省令 (44項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針作成提案の書類に関すること ・認定区域整備計画の変更に関する事項 ・実施協定及び事業計画に関する事項 等 	2019 秋以降	国土交通省
カジノ管理委員会規則 (229項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業の免許等に関する事項 ・カジノの事業者が行う業務に関する事項 ・カジノの事業者の従業員に関する事項 ・カジノ関連機器に関する事項 ・入場料及び納付金等に関する事項 等 	2019 秋以降	カジノ 管理委員会 ※未設置

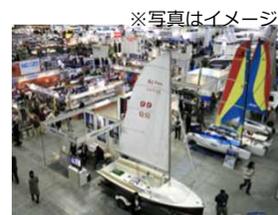
日本の展示施設の状況

○世界に大きく離されている日本の展示施設の規模

- 日本で最大施設となる東京ビッグサイトですら、**世界の中では78番目**
- 一方、中国は20ha以上の施設が5件
アジアの展示市場を牽引

各国の展示場総面積 (単位:ha) →

国名	面積
アメリカ	685
中国	675
ドイツ	323
イタリア	230
フランス	225
スペイン	153
ブラジル	79
カナダ、ロシア	77
日本	37



日本の主な展示場の概要 (単位:ha)

施設名	面積
東京ビッグサイト	9.5
幕張メッセ	7.5
インテックス大阪	7.0
ポートメッセなごや (名古屋市国際展示場)	3.4
パシフィコ横浜	2.0
石川県産業展示館	1.8
西日本総合展示場	1.7
神戸国際展示場	1.4
マリンメッセ福岡+福岡国際会議場	1.4
サンシャインシティ・コンベンションセンター	1.3

世界の展示場の概要 (単位:ha)

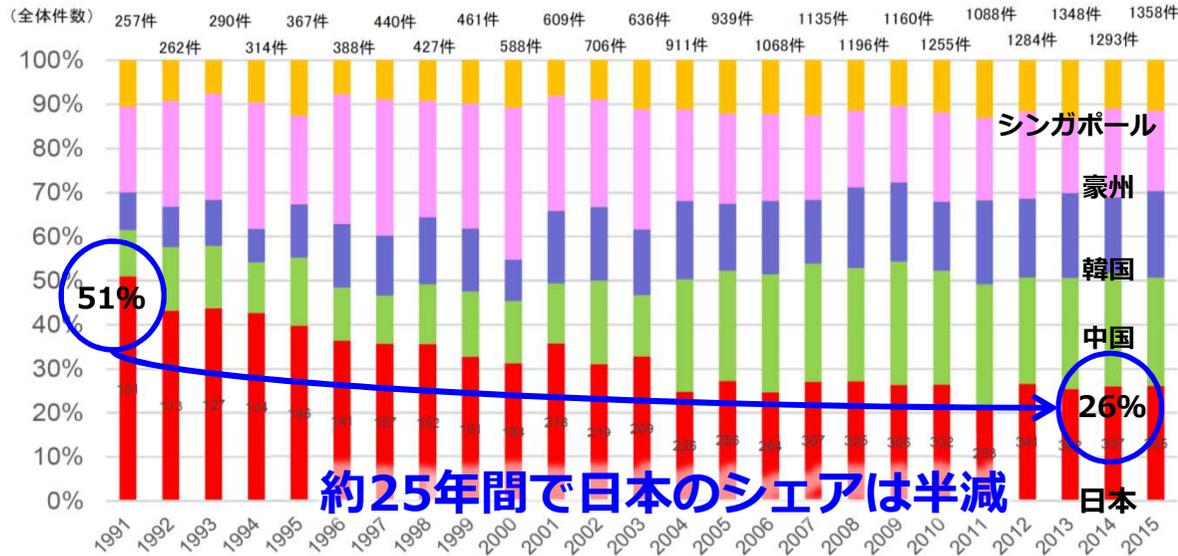
都市名	面積
ハノーバー (独)	46.6
上海 (中)	40.4
フランクフルト (独)	36.7
ミラノ (伊)	34.5
広州 (中)	33.8
昆明 (中)	31.0
ケルン (独)	28.4
デュッセルドルフ (独)	26.2
モスクワ (露)	25.5
パリ (仏)	24.6

日本の国際会議開催状況

○アジアにおける国際会議開催シェアは、約25年前から半減

- ・ 収容人数が多い施設は開催件数を伸ばしている

アジア・大洋州主要国の国際会議開催件数 (1991~2015)



アジア・大洋州における国際会議開催件数 (都市別)

都市名	2015年
シンガポール	156
ソウル	117
香港	112
バンコク	103
北京	95
台北	90
シドニー	86
東京	80
クアラルンプール	73
上海	55
メルボルン	54
京都	45
マニラ	41
ニューデリー	41
バリ	40
アブダビ	35
釜山	34
済州	34
福岡	30
オークランド	28
ブリスベン	28
マカオ	28
杭州	27

日本の主な国際会議場	施設名	最大規模会議場収容人数 (人)	床面積 (m ²)
	東京国際フォーラム	5,012	-
	パシフィコ横浜	5,002	4,603
	名古屋国際会議場	3,012	2,360
	福岡国際会議場	3,000	2,700
	大阪国際会議場	2,754	2,234
	国立京都国際会館	1,846	2,040

アジア・大洋州の主な会議場	国名	施設名	最大規模会議場収容人数 (人)	床面積 (m ²)
	韓国	COEX	7,000	7,281
	中国	香港会議展覽中心	8,000	8,098
	シンガポール	Marina Bay Sands	8,000	7,672
		Suntec Singapore	12,000	12,000
	豪州	Melbourne Exhibition And Convention Centre	5,564	6,376

出典：第2回特定複合観光施設区域整備推進会議観光庁資料より和歌山県作成

日本の宿泊施設の状況

○滞在型観光を目指すためには、ホテル客室数の確保が必要

- ・世界の I R に付帯するホテルは、日本の最大客室数を有するホテルと同規模以上

日本の客室数の多い主なホテル

都道府県	ホテル名	客室数
東京都	品川プリンスホテル	3,560
千葉県	アパホテル&リゾート	2,007
東京都	ホテルニューオータニ	1,479
東京都	京王プラザホテル	1,437
東京都	アワーズイン阪急	1,388
東京都	新宿ワシントンホテル本館	1,279
新潟県	苗場プリンスホテル	1,224
東京都	サンシャインシティプリンスホテル	1,109
福岡県	ヒルトン福岡シーホーク	1,053
東京都	東京ドームホテル	1,006

世界の主要な I R に付帯するホテル

都市名	ホテル名	客室数
ラスベガス	ザ・ヴェネチアン&ザ・パラッツォ	7,092
マカオ	サンズ・コタイ・セントラル	6,300
ラスベガス	シティセンター	5,891
ラスベガス	MGMグランド	5,044
ラスベガス	マンダレイベイ	4,752
ラスベガス	ルクソール	4,400
ラスベガス	ベラッジオ	3,933
マカオ	ザ・ヴェネチアン・マカオ	2,900
シンガポール	マリーナ・ベイ・サンズ	2,561
アトランティックシティ	ボルガータ	2,000

ベラッジオ (ラスベガス)



ザ・ヴェネチアン・マカオ (マカオ)

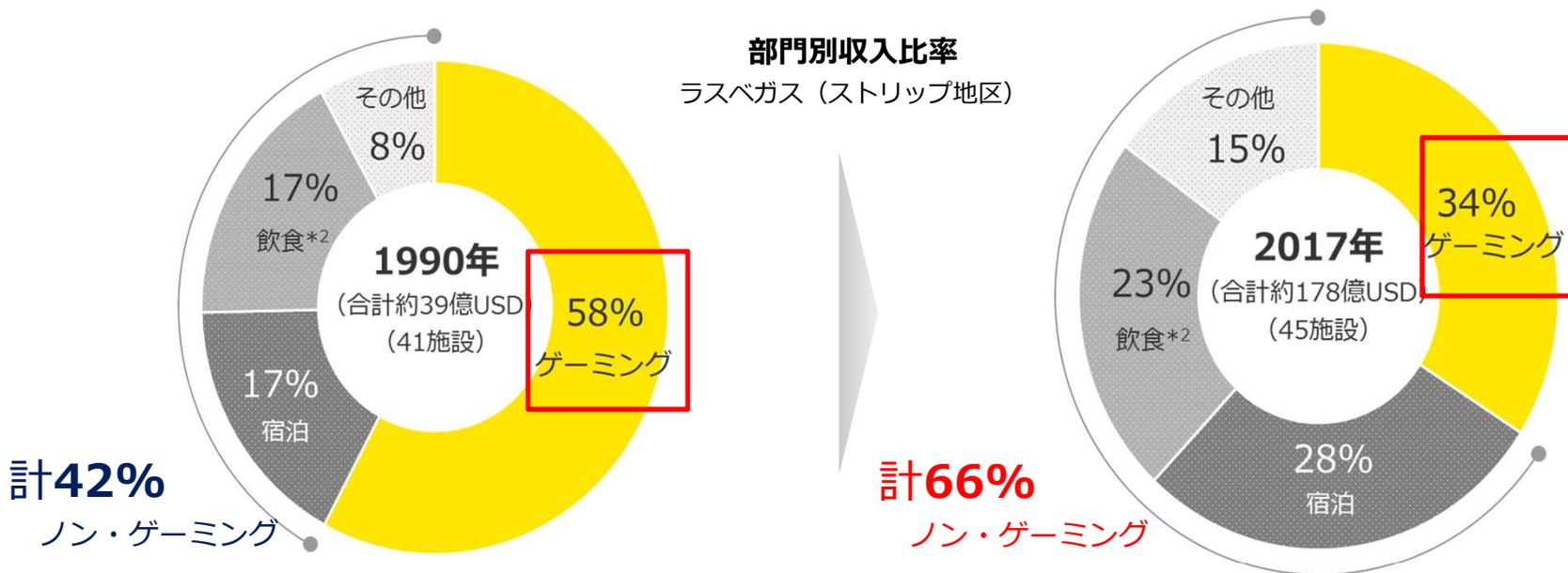


エンターテインメントでの収益

○カジノホテルからエンターテインメントへ

- ・ラスベガス（ストリップ地区）のIR施設*1におけるゲーミング部門の収入は、1990年においては**全体の58%**を占めていたが2017年には**34%までシェアが減少**
- ・近年、ラスベガスでは特にエンターテインメント等の分野に注力

部門別収入比率
ラスベガス（ストリップ地区）



1) ラスベガス（ストリップ地区）におけるゲーミング収入100万米ドル以上の施設で、2017年は45施設、
 2) 飲食部門=レストラン部門+バー部門
 ※出典：Nevada Gaming Control Board が公表したNevada Gaming Abstractに基づきEY新日本有限責任監査法人作成資料により作成

※写真はイメージ

~Memo~